

議第四百十五号

指定管理者の指定について

セラミックパークMINOに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、セラミックパークMINO条例（平成十三年岐阜県条例第三十二号）第十条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

一 指定管理者となる団体 多治見市東町四丁目二番地の五

公益財団法人セラミックパーク美濃

二 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

